

## ランティードesign使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人福井県社会福祉協議会 福井県ボランティアセンターのマスクキャラクター「ランティードesign」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザインの使用に関する権利)

第2条 デザインの使用に関する一切の権利は、社会福祉法人福井県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に属し、他がこれを使用することを禁ずる。

2 前項によらず、他がこの使用を求め、次の各号のすべてを満たす場合には使用を認める。

- (1) 使用の目的がボランティア活動の普及啓発等に資すると認められるとき。
- (2) 営利を目的とする法人でないこと。

(前条第2項に基づく使用の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「ランティードesign使用申請書（様式第1号）」を本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 官公署がデザインをアレンジすることなく使用するとき。
- (2) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

(使用の承認基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本要領に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、または、関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団または暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) その他本会会長が不相当と認めるとき。

(使用の承認等)

第5条 本会会長は、第3条第1項の「ランティーデザイン使用申請書（様式第1号）」を受理したときは、決定の内容を「ランティーデザイン使用（内容変更）審査結果通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

(使用期間)

第6条 デザインの使用期間は1年を超えないものとする。

2 前項の使用期間は、更新できるものとする。

(使用料)

第7条 デザインの使用は、無料とする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ランティーデザイン使用内容変更申請書（様式第3号）」を本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の「ランティーデザイン使用内容変更申請書（様式第3号）」を受理したときは、その内容を審査し、決定の内容を「ランティーデザイン使用（内容変更）審査結果通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用し、承認条件に従うこと。

(2) 使用权を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。

(3) デザインを無断で変更しないこと。

(4) 原則として、デザインを使用する物件に「福井県ボランティアセンター マスコットキャラクター ランティー」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。

(5) デザインを使用する物件の完成見本を速やかに本会会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(6) 使用承認された物件について、商標および意匠登録の出願をしないこと。

(7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに本会会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、本会は一切の責任を負わない。

(調査等)

第10条 本会会長は、使用者に対し、使用状況について調査を行い、または、その使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第11条 本会会長は、使用者に対し、デザインの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(違反に対する処置)

第12条 本会会長は、デザインの使用がこの要領および承認内容に違反していると認められるときは、使用状況の変更を求めるほか、当該承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による承認の取り消しは、「ランティーデザイン使用承認取消書(様式第4号)」をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該承認に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該承認に係る物件を回収しなければならない。

5 本会会長は、承認を得ずにデザインを使用している者または使用しようとしている者に対して、そのデザインの使用停止および使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 本会会長は、前各項の規定による承認の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第13条 本会は、この要領による使用承認の申請に要した費用および実施に係る経費または役務を負担しない。

2 本会は、デザインの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用の取扱いについて必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和元年9月11日から施行する。

福井県ボランティアセンターマスコットキャラクター「ランティー」デザイン

その①



その②



ランティードesign使用申請書

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 会長 様

申請者

住所(所在地)

氏名(名称および代表者名)

印

下記のとおり、福井県ボランティアセンター マスコットキャラクター「ランティードesign」のデザインを使用したいので、ランティードesign使用取扱要領第3条第1項の規定により申請します。  
なお、使用にあたっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用物件	
使用目的	
使用方法	(種類・規格・数量等)
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	
作成数	

担当者名 ( )  
住所 ( )  
電話番号 ( )  
メール ( )

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

様式第2号（第5条、第8条第2項関係）

福祉地発 号  
令和 年 月 日

ランティードesign使用（内容変更）審査結果通知書

様

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 会長

令和 年 月 日付けで申請のありました、デザインの使用（内容の変更）について、ランティードesign使用取扱要領第5条（第8条第2項）の規定により下記のとおり承認（非承認と）します。

記

- 1 承認内容は、ランティードesign使用申請書（使用内容変更申請書）のとおりとする。
- 2 ランティードesign使用取扱要領を遵守すること。
- 3 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

（1～3は、非承認の場合は記載しない。）

様式第3号（第8条第1項関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称および代表者名）

印

連絡先（担当者名、電話番号）

ランティードesign使用内容変更申請書

令和 年 月 日付け福祉地発第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更  
したいので、ランティードesign使用取扱要領第8条第1項の規定により申請します。

なお、変更後の使用にあたっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

変更内容

（変更申請に必要な添付書類）

- ・変更内容が分かるもの

様式第4号（第12条関係）

福祉地発 号  
令和 年 月 日

ランティードesign使用承認取消書

様

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 会長

令和 年 月 日付け福祉地発第 号で承認した内容について、下記のとおり違反とみなし、ランティードesign使用取扱要領第12条第1項の規定によりその承認を取り消します。

なお、取消し後はデザイン使用取扱要領第12条第3項から第6項の規定により、以下のとおり措置をとること。

違反内容

今後の措置内容